

各 位

一般社団法人 静岡県剣道連盟

会 長 二橋 高弘

**「審査にあたっての感染予防ガイドライン」により実施**  
**剣道・居合道・杖道、称号（錬・教士）講習会及び選考審査会 要項**

**【ご注意】記載内容を熟読して、漏れや間違いの無いよう申し込みをして下さい。**

1. 開催日 令和5年9月3日（日）  
 講習会： 受付：午前9時00分から9時30分 10時00分開始  
 ※教士称号選考審査受審要件は、直近1年間に県剣連主催の講習会に1回の受講に加え選考審査会当日の本講習会の受講が必要。（錬士も準ずる）  
 ※受審者全員、午前中の講習会受講後、午後の称号選考審査会を受審。  
 選考審査会： 13時00分
2. 会場 養浩館（静岡市葵区宮前町355番地 Tel.054-263-5428）
3. 主催 一般社団法人 静岡県剣道連盟
4. 資格 県剣連登録会員で下記の経過年数を経過した者。

称号	資格・経過年数・年令・その他
錬士	令和4年11月30日以前に六段を取得した者。尚、講習会受講修了証の添付を要す。
教士	錬士受有者で、七段を令和3年11月30日以前に取得した者。尚、講習会受講修了証の添付を要す。
称号受審者は、審査申込書に講習会受講修了証を添付し、選考審査会の受審料 3,410円を添えて申込みのこと。	

※添付する講習会受講証は直近1年間に県剣連が開催した講習会の受講証です。

**【11月期 称号取得の流れ】**

- [剣道] 4月伝達講習会又は7月剣道講習会受講→9月県剣連称号講習会受講と選考審査会合格→11月全剣連称号審査会受審  
 [居合道] 3月又は5月の居合道講習会受講→9月県剣連称号講習会受講と選考審査会合格→11月全剣連称号審査会受審  
 [杖道] 11月又は7月の杖道伝達講習会受講→9月県剣連称号講習会受講と選考審査会合格→11月全剣連称号審査会受審

**【参考】全剣連称号審査会受審要件(全剣連称号・段位審査実施要項)**

※全剣連又は静岡県剣道連盟が行った講習会を受講し(教士2回、錬士1回)且つ県剣連が行う「称号選考審査会」において錬士・教士として必要とされる項目9の称号審査方法にある科目の認定を受けた者。

5. 申込と審査料 (受審申込書は、ホームページの書式・通知文でダウンロード可能)  
 称号選考審査受審料(錬士・教士共3,410円)を審査申込み用紙に添え申し込むこと。  
 ※合格者は、当日選考会終了後、全剣連称号審査受審料として次の金額を納入すること。  
 錬士 16,600円 教士 19,900円

6. 注意事項

- \*締切り後の申込みは一切受け付けない。現有段位を他県所属の時に取得した者は、証書の写しを要する。
- \*直近1年間に実施した県剣連講習会の受講修了証(コピー)を申込み時添付のこと。
- \*全剣連社会体育指導員中級以上は剣道の審判法・日本剣道形・指導法を免除する。証書コピー添付すること。
- \*称号選考審査合格者の全剣連審査会手続きについては、当日県剣連事務局より説明する。

7. 申込み締切り日及び申込み先

申込締切り日 令和5年8月3日(木)厳守

申込先	浜松剣道連盟	住所	浜松市中区鳴江3丁目64-21
		TEL	053-451-1280

8. 各地区連盟は、申込書に称号選考受審料 3,410円を添えて送付(送金)をお願いします。

各地区連盟より県剣道事務局の申込締切り日は令和5年8月12日(土)必着

9. 称号審査方法

剣道 : 日本剣道形及び審判法の実技と指導法(学科)を課す。(防具・木刀持参)

居合道 : 審判法及び制定居合4本・古流3本の実技と指導法(学科)を課す。(制定居合4本は当日指定)

杖道 : 審判法及び制定杖道5本の実技と指導法(学科)を課す。(制定杖道5本は当日指定)

指導法学科問題

剣道は『全剣連制定 剣道指導の心構え』を出題。 全剣連 平成19年3月14日制定のもの。

※『剣道指導の心構え』は、項目や一部だけでなく全文を解答すること。

居合道・杖道は県剣連制定の指導法『重点事項』を出題。

10. その他

★ 受審者は出場前に準備運動を十分に行うと共に、竹刀等用具の点検をし、自他の事故防止に万全を期すること。

事故発生の場合、県剣連は必要により応急処置をして救急車又は病院の手配をする。

県剣連は受審者全員1日傷害保険に加入するが、この保険は会場内における事故に対する保険であり、往復途上は含まない。(加入する1日傷害保険は事故の全てを補償するものではない。)

事故発生の場合、各人の健康保険で対応するので、健康保険証、又は写しを持参すること。

★ コロナウイルス感染防止ガイドラインにより実施します。(マスクと剣道はマスク又はシールド着用)

★ 護国神社駐車場は係員に初穂料として500円を納入し、駐車許可証を受け取り指示に従い駐車すること。

(指定駐車場以外の駐車は厳禁、審査を中断しての移動が発生)

また、護国神社駐車場は駐車台数が少ないので、公共交通機関又は近隣の駐車場を利用すること。

【個人情報保護法への対応】

申込書に記載される個人情報(所属連盟・氏名・住所・生年月日・年令・称号・段位・職業等)は、静岡県剣道連盟が実施する本審査会講習会運営のために利用する。尚、所属連盟・氏名・年令・段位等の最小限の個人情報は必要の都度目的に合わせ、公表媒体(掲示用紙、ホームページ、広報)に公表することがある。更に剣道の普及発展のため、マスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。